

### 【参考3】関連資料URL

1. 令和4年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220622002/20220622002.html>

2. 下請中小企業振興法「振興基準」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf>

下請中小企業振興法「振興基準」(2022年7月改正) (関係部分のみ抜粋)

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

(1)取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。(後略)

(2)親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

(3)親事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、下請事業者との間の取引対価を決定するものとする。(後略)

(4)親事業者は、(中略)、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。

(5)親事業者は、(中略)、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請(原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。)を行わないものとする。(後略)

※令和4年7月の下請中小企業振興法「振興基準」の改正概要是、下記のとおり。

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/r4\\_overview.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/r4_overview.pdf)

3. 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>

4. 「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006.html>

5. 下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化(公正取引委員会における取組)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/unyokijun\\_t.pdf](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/unyokijun_t.pdf)

※パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について（令和3年12月27日閣議了解）に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）が改正されています。

<改正内容>

買いたたきの事例に該当するものとして、以下のウ及びエを追加。

5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。